

藤井寺市国土強靱化地域計画

令和3年3月

藤井寺市

目次

序章 はじめに	1
1. 計画の目的	1
2. 社会的背景	1
(1) 大規模な自然災害等への備え	1
(2) 超高齢化・人口減少社会の到来	1
(3) 国土強靱化のイノベーション	1
(4) 新しい生活様式と経済活動の回復	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画期間	2
第1章 藤井寺市の地域特性	3
1. 藤井寺市の現状	3
(1) 自然的条件	3
(2) 社会的条件	4
第2章 基本的な考え方	5
1. 基本方針	5
2. 対象とする災害（リスク）	5
3. 計画推進に当たって配慮すべき事項	6
(1) 市民等の主体的な参画	6
(2) 効率的・効果的な施策推進	6
(3) 施策の推進とP D C Aサイクル	6
(4) 防災・減災、国土強靱化のための対策の推進	6
(5) S D G s の推進	6
第3章 脆弱性の評価	7
1. 起きてはならない最悪の事態一覧	7
2. 脆弱性の評価	9
第4章 具体的な取組の推進	10
1. 施策の分野	10
2. 具体的な取組（個別施策分野の推進方針）	11
別紙1 脆弱性の評価	19
A. 直接死を最大限防ぐ	19
B. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	23
C. 必要不可欠な行政機能は確保する	28

D. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する.....	31
E. 経済活動を機能不全に陥らせない	33
F. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、 早期に復旧させる	35
G. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない.....	37
H. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	40
別紙2 各施策と関連した個別事業一覧	43

序章 はじめに

1. 計画の目的

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。

藤井寺市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」は、基本法の前文で挙げられているように「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、国、大阪府（以下「府」という。）、近隣自治体、地域、民間事業者等の関係者相互連携のもと、防災・減災等に資する取組を、総合的・計画的に推進するための指針として策定するものである。

2. 社会的背景

（1）大規模な自然災害等への備え

近年、東日本大震災や大型台風、集中豪雨等大規模災害による被害が国内で発生しており、今後、南海トラフ巨大地震が高い確率で発生することが予想されているなど、大規模災害に対応する必要がある。

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の大阪府北部地震や台風 21 号等、近年、頻発している大規模な自然災害では行政機能が維持できず、地域コミュニティによる助け合いや正確な情報周知の重要性が改めて認識された。

（2）超高齢化・人口減少社会の到来

今後、人口減少と少子化、高齢化が進むことにより、社会保障費の増加や医療・介護サービス等の需要の急激な増大が予測されている。

また、現在の人口増加を前提とした社会システムの見直しが必要となっており、公共施設をはじめとする施設は、機能の集約や統廃合によりスリム化に努めていくことが課題となっている。

（3）国土強靱化のイノベーション

国は、インフラ・防災・減災分野において Society5.0 時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用し、社会課題を解決することを目指している。

I C T（情報通信技術）の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化が進む中、S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用拡大、A I（人工知能）やビッグデータ等の活用により、人々の日常生活や企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化している。

(4) 新しい生活様式と経済活動の回復

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染予防のため、外出、移動、イベントの開催等の自粛措置が取られていることにより、観光関係業界、交通関係業界等においては、利用者数や予約が大幅に減少し、経営に極めて大きな影響を受けた。

テレワークをはじめとする働き方の変化やリモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速化が見込まれるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、社会のさまざまな面での変化が生じている。

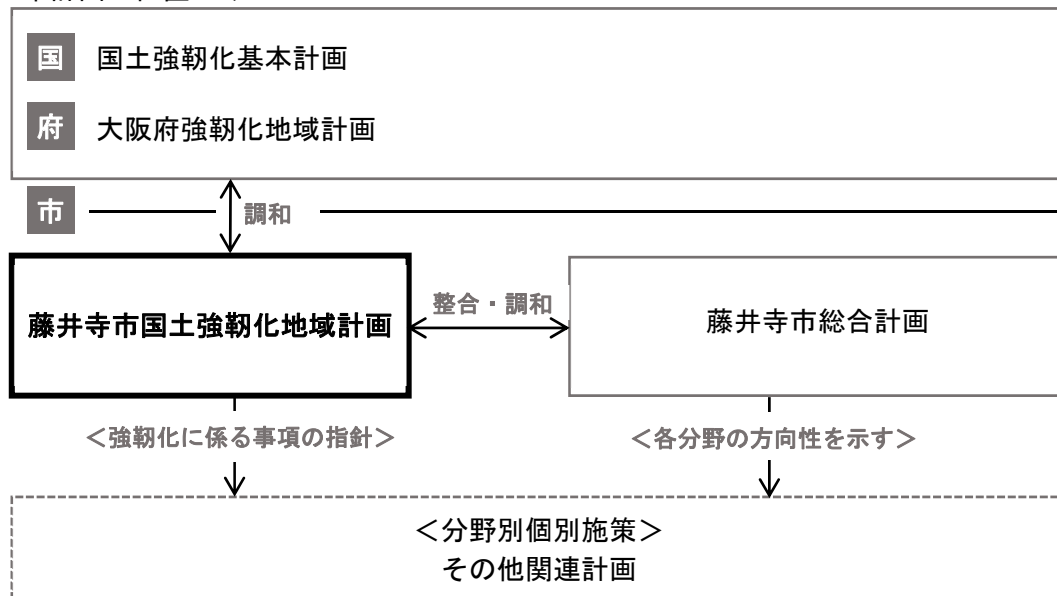
このような社会の変化は、感染収束後においても進行・定着すると考えられ、ICTの有効活用による市民の利便性の向上・業務の効率化等、社会の変化やニーズに的確に対応していく必要がある。

3. 計画の位置づけ

本計画は、市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画以外の強靱化に関する市の計画等の指針となるべきものとして策定する。

なお、策定に当たっては、府が策定する「大阪府強靱化地域計画」が示す方針を踏まえつつ、市が策定する「藤井寺市総合計画」と整合を図るものとする。市の強靱化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意するものとする。

□本計画の位置づけ



4. 計画期間

○計画期間は、令和12年度までのおおむね10年間とする。

○ただし、社会情勢の変化や個別施策等の市の取組等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとする。

第1章 藤井寺市の地域特性

1. 藤井寺市の現状

(1) 自然的条件

①市の地勢

本市は、大阪平野の南東部に位置し、市街地の中心の経緯度は、東経 135 度 36 分、北緯 34 度 34 分にあり、和泉山麓から緩く広がる羽曳野丘陵の北端を占め、北部を大和川、東部を石川が流れ市の北東部で合流している。

本市は、北部を八尾市、東部を柏原市、南部を羽曳野市、西部を松原市の計 4 市と接している。

②地形・地質

本市は、羽曳野丘陵の北端に位置し、地形は河川による浸食をうけて形成され、大きく分けると、大和川水系の段丘と低地に分類できる。

段丘は、低地との高低差が約 10m 程度までの段丘低位面と、高低差が約 10～20m の段丘下位面に分類できる。段丘低位面の標高は低地に近いため、水害の発生する危険性がある。

段丘層は地質的にみると洪積層の礫質であり、粒径が数 cm～10 数 cm の未風化の円～亜円礫からなり、層の厚さは 5 m 内外となっている。

なお、市内に点在する古墳群は主に段丘下位面にあり、比較的標高が高く洪水の危険性の少ない土地を選んで築造されたものと考えられる。

低地は、主に大和川の氾濫平野と、市内を流れる小河川の氾濫平野、又は谷底平野で、地質的には、旧大和川の運搬による泥・砂と、石川の運搬による礫・砂からなる沖積層となっている。低地を構成する堆積物は、未固結であり軟弱な地盤となっている。

この区域は、標高が低いため降雨の状況によっては浸水する可能性もあり、しかも地盤条件が悪いため、地震発生時には地震動が強く現れ、場所によっては地盤液状化が起こる危険性がある。

③気候

市の気候は、瀬戸内型気候で、四季を通じて温和な日が多く、天災等も非常に少ない性質を示している。

降水量は春（5～7月）、秋（9～10月）に多く、冬季は少ない傾向にある。

④河川

市の河川は、市域の北側には、奈良県を水源に持つ一級河川大和川が西流し、東側には金剛・生駒を水源とする一級河川石川が北流し、北東部で大和川に合流している。

大和川は市の北東部、石川との合流点から北西にその流域をとっていたが、1704 年（宝永元年）に付替工事が完成し、石川合流点から西へ流れ大阪湾に注ぐようになった。

大雨時に市内を流れる雨水等は、大和川へ自然排水できず、小山雨水ポンプ場と北條雨水ポンプ場から、大和川に強制排水している。

また、現況の主要水路は、主に農業用水路として築造されたものを降雨時の排水用として順次

断面を広げるなど、浸水対策を進めているところだが、未改修箇所については依然として、現在の排水量には対応できない構造であり、局地的な浸水の原因となっている。さらに、都市化の影響もあり、雨水に対し自然保水・遊水・浸透機能が著しく低下し、低地部への流出量が増加する傾向にある。

(2) 社会的条件

①人口

本市の人口は、平成7年の66,988人（国勢調査）をピークにほぼ横ばいかやや減少の傾向を示しており、令和2年9月末で64,222人（住民基本台帳）となっている。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はともに減少が続いており、老年人口（65歳以上）は増加し、全国的な傾向と同様、少子化・高齢化が進行している。

本計画期間中における推計では、総人口の減少が予測され、令和5年では62,884人と、平成2年～平成22年を基点とした推計より、さらに人口減少が進むことが予測される。

総人口の変異に対して、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人員が減少している。

②都市構造

市の大部分を住宅地、商業地等が占めており、ほぼ全域が都市化されており、世界文化遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群の構成資産である仲哀天皇陵古墳、仲姫命陵古墳等の古墳や歴史遺産等が数多く存在することが特徴である。

鉄道は、市中央部を近鉄南大阪線が東西に、市東部を近鉄道明寺線が南北に走り、市内には藤井寺、土師ノ里、道明寺の3駅がある。

道路は、市中央部を南北に国道170号（外環状線）、東西に府道堺大和高田線、北西から南東へ西名阪自動車道が走り市中央部に藤井寺インターチェンジがある。

③産業

藤井寺駅前の大型商業施設（イオン藤井寺ショッピングセンター）が市の商業施設の中核をなし、藤井寺駅及び道明寺駅の各駅前には商店街が存在する。

商店数は488店で、このうち卸売業が89店、小売業が399店であり、年間販売額は卸売業が約432億円、小売業が約458億円である。（平成28年）

製造業事業所数は68事業所で、従業者数は2,329人、製造品出荷額は約522億円である。（平成30年）

農家数は194戸、耕地面積は約55haである。（令和元年）

第2章 基本的な考え方

1. 基本方針

市ではまちの将来像「つどい つながり 育つまち ふじいでら」を目指し、立地の良さや豊かな歴史文化資源といったまちの強みを活かしつつ、人々の交流とネットワークの構築により、まちの魅力を高め、理想的な住まいとして人とまちが成長していくまちづくりを計画的・総合的に進めている。

本計画では、国や府との適切な役割分担及び、市の目指す将来像を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定し、いかなる災害等が発生しようとも「強さ」と「しなやかさ」を備えた安心で安全なまちづくりを推進し、且つ、市民の生命と財産を守り、地域の持続的な成長を促し強靱化を推進する。

まちの将来像：

つどい つながり 育つまち ふじいでら

基本目標：

- | | |
|-----|-------------------------------|
| I | 人命の保護が最大限図られること |
| II | 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること |
| III | 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 |
| IV | 迅速な復旧復興 |

2. 対象とする災害（リスク）

本計画の策定に当たっては、市における地勢、地質、気象等の自然的条件及び社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生が予想される災害は次のとおりである。また、各災害が複合的に発生する可能性も考慮する。

なお、府の南海トラフ地震による被害想定では、本市は津波被害がないため、津波災害は想定しない。

また、気象庁が発表する大雨警報による土砂災害の発表対象にはなっていないため、土砂災害も想定しない。

■自然災害

□地震災害

- 生駒断層帯地震（直下型）
- 南海トラフ地震（海溝型）

□風水害

- 台風・大雨

■事故等災害

- 鉄道災害
- 道路災害
- 危険物等災害
- 市街地災害

■感染症による社会的影響

- 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の蔓延

3. 計画推進に当たって配慮すべき事項

先に掲げた4つの基本目標を達成し、藤井寺市の安全・安心を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら取り組む。

(1) 市民等の主体的な参画

市民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動し、取組を推進する。

(2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。

また、都市基盤施設等については、人命に直結する可能性が高いことから、予防保全の推進、更新時期の見極め、日常的な維持管理の着実な実践等により、効率的・効果的な維持管理を行う。

(3) 施策の推進とPDCAサイクル

効率的・効果的に強靱化の取組を進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要がある。

本計画に位置づける個別の施策については、基本的にはそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、本計画については、定期的にそれらの進捗状況を集約し、概括的な評価を行うことにより、進捗管理を行っていく。

なお、強靱化に関連する他の計画を見直す際には、本計画との整合性について留意するものとする。

(4) 防災・減災、国土強靱化のための対策の推進

防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、令和3年度から令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的かつ集中的に対策に取り組むことが国より示された。

市においても、国や府が示す方針や取組等と連携を図りながら、防災・減災、国土強靱化の取組を加速化する。

(5) SDGsの推進

平成27（2015）年9月に開催された国連サミットで、2030年までの長期的な開発の指針として、17の国際目標・169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が定められた。我が国においても、8つの優先課題と具体的施策が定められ、各地方自治体の積極的な推進が求められている。

本市においても、「持続可能な開発目標」の実現に向けて取組を推進する。

第3章 脆弱性の評価

1. 起きてはならない最悪の事態一覧

第2章に掲げた基本目標と藤井寺市の地域特性等を踏まえ、国が示す基本計画を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次の通り設定した。

なお、下表の「取組の方向性」は、第4章で示す具体的な取組と対応する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	取組の方向性
A 直接死を最大限防ぐ	A-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	(2) - 1, 2, 3, 4 (3) - 1, 2, 5, 7, 8 (4) - 2 (6) - 2, 4 (7) - 4
	A-2 老朽建築物等が密集する市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	(2) - 1, 2, 3, 4 (3) - 3, 4, 7
	A-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生※風水害を想定	(2) - 1, 2, 4 (3) - 5, 8 (4) - 2 (6) - 2, 4
B 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	B-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	(1) - 1, 9 (2) - 2 (4) - 1 (6) - 2 (7) - 1, 5
	B-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	(1) - 1, 3, 4, 5, 6 (2) - 3 (7) - 1, 5
	B-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	(3) - 8 (5) - 4 (6) - 1
	B-4 医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	(1) - 1, 9 (2) - 2 (4) - 1 (6) - 2 (7) - 1, 5
	B-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	(1) - 1, 9 (4) - 1, 3, 5
	B-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	(1) - 1 (2) - 4 (4) - 1, 5
C 必要不可欠な行政機能は確保する	C-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	(1) - 7, 8
	C-2 市庁内機能の機能不全	(1) - 2 (4) - 1 (5) - 1, 2, 3, 4
	C-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	(1) - 2 (4) - 1 (5) - 1, 2, 3, 4
	C-4 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の蔓延による各機関の業務停止	(4) - 4 (5) - 5

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	取組の方向性
D 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	D-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	(1) - 9 (5) - 1, 2, 3, 4, 6
	D-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	(1) - 9 (5) - 1, 2, 3, 4, 6
	D-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	(1) - 9 (5) - 1, 2, 3, 4, 6
E 経済活動を機能不全に陥らせない	E-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	(1) - 1 (5) - 5 (6) - 1 (7) - 1
	E-2 食料等の安定供給の停滞	(6) - 1, 2, 3 (7) - 1
F ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	F-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	(1) - 1, 9 (8) - 3, 4
	F-2 上水道等の長期間にわたる供給停止及び下水処理施設等の長期間にわたる機能停止	(1) - 1, 9 (3) - 5
	F-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	(7) - 1, 2, 3
	F-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全	(1) - 2 (3) - 3, 4
G 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	G-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	(2) - 1, 2, 3, 4 (3) - 3, 4, 7
	G-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	(3) - 6 (7) - 2, 3, 6
	G-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生	(1) - 2 (3) - 3, 4
	G-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	(1) - 1
	G-5 農地・緑地等の被害による国土の荒廃	(1) - 2 (3) - 3, 4 (6) - 3
H 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	H-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	(8) - 5
	H-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	(3) - 8
	H-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	(3) - 5, 6 (7) - 2, 6
	H-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	(3) - 8 (8) - 1, 2
	H-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	(1) - 1 (3) - 8

2. 脆弱性の評価

「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（内閣官房国土強靱化推進室）や「脆弱性評価の結果」（平成30年8月、国土強靱化推進本部）を参考に、大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕に対する脆弱性評価を行った。なお、評価結果については、別紙1にて示す。

第4章 具体的な取組の推進

本章では、脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、必要な施策を抽出し、具体的な取組を整理する。

なお、取組の中心となる部署等については、対応する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の評価内容を基に整理するものとする。なお、「現在の水準を示す指標」の目標値は、第五次藤井寺市総合計画後期基本計画に即しており、一部の指標を取組にあわせて新たに設定したものである。以降は、国等の動向や市の政策、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜目標値を見直すものとする。

各施策と関連した事業について、別紙2に記載する。

1. 施策の分野

本計画の対象となる藤井寺市強靱化に関する施策の分野は、脆弱性評価を行うにあたり設定した8の個別施策分野とする。

これら8の施策の分野は、国が示す8つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を取組として取りまとめたものである。それぞれの分野は密接に関連していることから、各分野における具体的な取組の推進に当たっては、所管部局を明確にした上で関係機関等と推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、取組の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

【国が示す8つの事前に備えるべき目標】

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【8つの施策の分野】

個別施策分野

- | | | | | |
|----------|-----------|--------------|-------------|----------|
| (1) 行政機能 | (2) 防災教育 | (3) 住宅・都市 | (4) 保健医療・福祉 | (5) 情報通信 |
| (6) 産業構造 | (7) 交通・物流 | (8) 環境・エネルギー | | |

2. 具体的な取組（個別施策分野の推進方針）

（1）行政機能



【取組の方向性】

No	取組の方向性	対応リスク	取組中心課
1	国、府、関係自治体、羽曳野警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合、柏羽藤環境事業組合、大阪広域水道企業団、自衛隊、大和川右岸水防事務組合、藤井寺市社会福祉協議会、消防団等の関係機関との顔の見える関係づくりにより、さらなる連携・調整を緊密にし、災害等が発生した場合には迅速な対応ができるよう、引き続き体制の強化を図る。	B-1, B-2, B-4, B-5, B-6, E-1, F-1, F-2, G-4, H-5	危機管理室・各施設所管課 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合
2	あらゆる危機事象を想定し、危機想定訓練の実施と藤井寺市地域防災計画及び防災関係計画・対応マニュアル等の検証・見直し・策定等を随時行い、事前対策の強化に努める。	C-2, C-3, F-4, G-3, G-5	危機管理室
3	全国各地からの緊急消防援助隊の応援に対する、活動拠点を整備し円滑な受入れ体制を確保することにより、管内における救出救助体制の強化を図る。	B-2	柏原羽曳野藤井寺消防組合
4	救出救助活動に必要な資機材を更新整備するとともに、迅速かつ的確な活動が行えるよう部隊の強化を図る。	B-2	柏原羽曳野藤井寺消防組合
5	上空からの俯瞰的な情報収集及び人命検索ができるよう、発災初動期における情報収集能力の強化を図る。	B-2	柏原羽曳野藤井寺消防組合
6	長寿命化を含む消防庁舎の再整備を図るとともに、消防車両や資機材の最新化等により、消防力の充実強化に努める。	B-2	柏原羽曳野藤井寺消防組合
7	治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、警察機関や地域との連携による安全の確保等、犯罪から市民を守る取組を推進する。	C-1	危機管理室
8	防犯カメラ等の防犯関連設備の更新・修繕等への支援等、継続した犯罪防止対策に取組む。	C-1	危機管理室
9	災害時、停電による行政機能の停止を防ぐため、各公共施設等の非常用電源の確保を推進する。	B-1, B-4, B-5, D-1, D-2, D-3, F-1, F-2	危機管理室・各施設所管課

【現在の水準を示す指標】

指標名	単位	現状値		目標値	
危機管理マニュアル策定数 ★	件	33	令和元年	39	令和5年度
防犯カメラ設置台数累計 ★	台	412	令和元年	428	令和5年度

※★印の指標は、第五次藤井寺市総合計画後期基本計画に即して設定したものである。

(2) 防災教育



【取組の方向性】

No	取組の方向性	対応リスク	取組中心課
1	自助・共助に有効となる防災情報の積極的な発信・周知とハザードマップを活用した防災情報の理解促進に努める。	A-1, A-2, A-3, G-1	危機管理室
2	さらなる自主防災組織の結成促進や、すでに結成されている自主防災組織に対する育成や防災活動の支援の充実に努めるとともに、防災出前講座等を通じた市民の防災意識の高揚を図る。	A-1, A-2, A-3, B-1, B-4, G-1	危機管理室
3	全ての特定行為が実施可能な認定救急救命士を養成するとともに、指導救命士を中心とした更なる教育体制を構築し、救急救命士の災害対応能力向上に努める。	A-1, A-2, B-2, G-1	柏原羽曳野藤井寺消防組合
4	消防団活動、各地区の自主防災組織の連携等自助・共助・公助の取組の強化を推進する。	A-1, A-2, A-3, B-6, G-1	危機管理室

【現在の水準を示す指標】

指標名	単位	現状値		目標値	
自主防災組織結成数 ★	地区	30	令和元年	37	令和5年度
消防団員充足率	%	100	令和元年	100	令和5年度
救急救命士の養成	人/年	-		3	令和5年度
指導救命士の養成	人/年	-		1	令和5年度

※★印の指標は、第五次藤井寺市総合計画後期基本計画に即して設定したものの。

(3) 住宅・都市



【取組の方向性】

No	取組の方向性	対応リスク	取組中心課
1	施設の将来需要や老朽度の判定、改修時に必要な費用等を総合的に勘案した上で、施設の更新、統廃合、長寿命化を図るとともに、市民が求める公共施設等最適な配置、老朽化対策の実現を目指す。	A-1	資産活用課・都市計画課・各施設所管課
2	公共施設の計画的な耐震化を進めるとともに、住宅等については耐震診断・改修及び耐震性能が低い住宅の除却への支援に努める。	A-1	資産活用課・都市計画課・各施設所管課
3	古墳や河川、ため池等の自然を利用した親水環境の保全・創出を進め、地域住民とともに、公園や緑地まちかどのオープンスペース等に小さくても身近な潤いを創出するとともに、防災空間を確保及び防災機能を強化する。	A-2, F-4, G-1, G-3, G-5	まち保全課・農とみどり保全課・文化財保護課
4	古墳、史跡、河川、ため池等周辺環境や地元住民に配慮した公園づくりや、大型遊具の整備改修・トイレの整備改修を進め、遊べる公園の整備を推進する。	A-2, F-4, G-1, G-3, G-5	まち保全課・農とみどり保全課・文化財保護課
5	近年多発している局地的な集中豪雨による浸水被害の軽減を図れるよう、雨水対策事業を計画的に推進し、市民の安全な暮らしを支える。	A-1, A-3, F-2, H-3	まち保全課・農とみどり保全課・下水道工務課
6	下水道施設が被害を受けた場合に備えて、「藤井寺市公共下水道事業業務継続計画（藤井寺市公共下水道BCP）」の更新・継続的実施を行い、災害に対する体制の強化を図る。	G-2, H-3	下水道総務課
7	地震火災による被害軽減のため、消火栓全断水時に使用可能な消防用水を確保する。	A-1, A-2, G-1	柏原羽曳野藤井寺消防組合・危機管理室
8	激甚化・頻発化する自然災害（大規模地震・台風・豪雨）に備え、地域の実情及び災害特性に応じた防災に関する事業への積極的な支援に努める。	A-1, A-3, B-3, H-2, H-4, H-5	危機管理室・資産活用課・各施設所管課

【現在の水準を示す指標】

指標名	単位	現状値		目標値	
藤井寺市学校施設改修（早期耐震化）計画耐震化率 ★	%	100	令和元年	達成済み	-
橋梁長寿命化修繕の累計実施数 ★	橋	8	令和元年	17	令和5年度
耐震適合性を有する管の全体に占める割合 ★	%	35	令和元年	45	令和5年度
鉛製給水管の残存箇所数 ★	箇所	9	令和元年	0	令和5年度
住宅の耐震化率 ★	%	87.8	平成30年	93.0	令和5年度
都市公園の防災ベンチ設置割合	%	27.5	令和元年	48.0	令和5年度
水防ため池の耐震診断	%	66.6	令和元年	100.0	令和5年度

※★印の指標は、第五次藤井寺市総合計画後期基本計画に即して設定したものを。

(4) 保健医療・福祉



【取組の方向性】

No	取組の方向性	対応リスク	取組中心課
1	物資・資機材等の備蓄をはじめとする避難者対策の充実や避難所環境の改善に努める。	B-1, B-4, B-5, B-6, C-2, C-3	危機管理室・環境衛生課・福祉総務課・健康課・市民病院・各施設所管課
2	要配慮者が利用する避難所等の施設のバリアフリー化に努めるなど、ユニバーサルデザインを取り入れた福祉のまちづくりを推進する。	A-1, A-3	危機管理室・各施設管理課
3	新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を検討する。	B-5	危機管理室・健康課
4	感染症予防対策、庁内で感染者が発生した場合の対応に関する指針やガイドラインの検討を推進する。	C-4	危機管理室・健康課
5	感染症対応資器材の整備を行うとともに、大阪府藤井寺保健所や各医療機関との連携強化、感染症対応訓練の実施、対応マニュアルの見直し等、人命救助を担う活動隊が迅速かつ的確に救出救助活動が行えるよう、感染症対策を推進する。	B-5, B-6	柏原羽曳野藤井寺消防組合

【現在の水準を示す指標】

指標名	単位	現状値		目標値	
要配慮者利用施設における避難確保計画作成状況	%	28.6	令和元年	100.0	令和5年度

※★印の指標は、第五次藤井寺市総合計画後期基本計画に即して設定したものの。

(5) 情報通信



【取組の方向性】

No	取組の方向性	対応リスク	取組中心課
1	緊急情報の伝達手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）安否情報システムやデジタル防災行政無線等の円滑な運用による確実な情報伝達体制の確保に努める。	C-2, C-3, D-1, D-2, D-3	危機管理室
2	自助・共助の取組支援の推進、情報の多重化、共有化を図るため、安心メールや防災SNS等の普及促進に努める。	C-2, C-3, D-1, D-2, D-3	危機管理室・情報政策課・秘書広報課
3	外国人の方が地域で安心して暮らせるよう、必要な行政情報を分かりやすく提供するための取組や、災害時の支援等、環境の整備に努める。	C-2, C-3, D-1, D-2, D-3	危機管理室・情報政策課・秘書広報課
4	国内外からの来訪者に必要な情報をスムーズに提供できるよう、既存媒体の多言語化等、機能強化に努める。	B-3, C-2, C-3, D-1, D-2, D-3	危機管理室・秘書広報課・観光課
5	ICT等を活用したさまざまなサービスにおけるリモート化等による、社会の変化やニーズへの対応を推進する。	C-4, E-1	情報政策課・商工労働課
6	引き続き無料Wi-Fiスポットの整備に取組む。	D-1, D-2, D-3	危機管理室・各施設所管課

【現在の水準を示す指標】

指標名	単位	現状値		目標値	
市ホームページアクセス件数	件	933,700	令和元年	1,020,279	令和4年
藤井寺市LINE公式アカウント友達登録件数	件	508	令和元年	6,000	令和4年

※★印の指標は、第五次藤井寺市総合計画後期基本計画に即して設定したものの。

(6) 産業構造



【取組の方向性】

No	取組の方向性	対応リスク	取組中心課
1	中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、関係団体等と連携し、支援に努める。	B-3, E-1, E-2	危機管理室・商工労働課
2	災害時の物資援助や避難場所等、民間企業との防災協定の締結を進める。	A-1, A-3, B-1, B-4, E-2	危機管理室
3	農業者の要望を踏まえ、安定的な農業用水の確保と浸水被害防止のため老朽化している樋門の改修等の整備促進を図ることで、災害から農作物の被害防止や生産性の高い農業推進に努める。	E-2, G-5	農とみどり保全課
4	多面的な機能を発揮できるよう地元水利組合と協力し、ため池の適正な管理及び改修に努める。	A-1, A-3	まち保全課・農とみどり保全課

【現在の水準を示す指標】

指標名	単位	現状値	目標値

※★印の指標は、第五次藤井寺市総合計画後期基本計画に即して設定したものの。

(7) 交通・物流



【取組の方向性】

No	取組の方向性	対応リスク	取組中心課
1	都市基盤の骨格となる都市計画道路について、社会状況の変化等を踏まえながら整備を図りつつ、計画の見直しを進める。	B-1, B-2, B-4, E-1, E-2, F-3	危機管理室・まち建設課・まち保全課
2	生活の利便性と安全性の向上、並びに良好な住環境の確保と安全なまちづくりに資するため、社会状況の変化等を踏まえながら、幅員の狭小な補助幹線道路又は生活道路の整備を図る。	F-3, G-2, H-3	まち保全課・まち建設課・下水道総務課
3	歩道等の歩行者用道路の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を実施する。	F-3, G-2	まち建設課・まち保全課
4	橋梁の長寿命化修繕と合わせて、路面の良好な状態を保つための維持管理・保全、修繕を計画的に取組む。	A-1	まち保全課
5	臨時ヘリポート、ドクターヘリとの合流場所、周辺住民のための広域避難場所等の防災機能を十分に備えた河川敷公園の整備について国への要望を続ける。	B-1, B-2, B-4	危機管理室・まち保全課
6	駅周辺の放置自転車等を規制するため、自転車等放置禁止区域を設けるとともに、区域に放置されている自転車や原動機付自転車の撤去及び移送、保管を行う。	G-2, H-3	まち保全課

【現在の水準を示す指標】

指標名	単位	現状値	目標値
橋梁長寿命化修繕の累計実施数 ★	橋	8 令和元年	17 令和5年度

※★印の指標は、第五次藤井寺市総合計画後期基本計画に即して設定したものの。

(8) 環境・エネルギー



【取組の方向性】

No	取組の方向性	対応リスク	取組中心課
1	生態系の保全や緑の景観形成等の機能を持つ古墳や史跡、ため池等の緑を保全し、自然と共生したまちづくりを推進する。	H-4	農とみどり保全課・文化財保護課
2	計画に基づく保存活用や整備を推進することにより、世界に2つとない歴史資産としてふさわしい保全を図る。	H-4	文化財保護課
3	家庭や工場・事業所による省エネルギー設備等の導入促進につながるよう、周知啓発活動に努める。	F-1	環境衛生課
4	市が率先して市有施設へのE S C O事業の導入等、省エネルギー対策を推進し、災害時においても持続可能なエネルギー供給源の確保に取り組む。	F-1	環境衛生課
5	災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。	H-1	環境衛生課

【現在の水準を示す指標】

指標名	単位	現状値	目標値

※★印の指標は、第五次藤井寺市総合計画後期基本計画に即して設定したもの。

別紙1 脆弱性の評価

A. 直接死を最大限防ぐ

A-1

住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

■評価結果

①公共公益施設や避難所、住宅、ブロック塀等の建築物の耐震化

取組中心課：資産活用課・都市計画課・各施設所管課

- 市では、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、市耐震改修促進計画に基づき、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を進める必要がある。
- 住宅地については、今後も防災機能の向上、住環境の改善を図り、住みやすく災害に強い住宅地の再生を、都市計画マスタープラン等に基づき推進する必要がある。
- 藤井寺市学校施設改修（早期耐震化）計画に基づき、耐震化率100%を達成するなど、庁舎や学校の耐震化について概ね完了している一方で、図書館をはじめ、不特定多数の人が利用する耐震化対策が未完了の施設について、引き続き耐震化を推進する必要がある。

②交通施設等の耐震対策

取組中心課：まち保全課

- 橋梁等の交通施設等の耐震対策を推進する必要がある。
- 本市では、橋梁の長寿命化修繕に取組んでおり、引き続き路面の良好な状態を保つため、維持管理・保全、修繕に計画的に取組む必要がある。

③河川堤防や農業用施設（ため池等）等の構造物の耐震対策

取組中心課：まち保全課・農とみどり保全課

- 河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する必要がある。
- ため池施設においては、想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、耐震対策が必要であり、対策の推進に当たっては、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的な耐震対策に取組む必要がある。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合の検討が必要である。

④市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練の実施

【関連評価：A-2, A-3, G-1】

取組中心課：危機管理室

- 市では、各種災害対策マニュアルやハザードマップ等の作成及び改定に引き続き取組む必要がある。
- 市では、「藤井寺市地域防災計画」の定期的な見直し、各種マニュアルの作成を進めている。今後も必要に応じ、新たなマニュアル等の作成や見直しを行う必要がある。
- 各種ハザードマップの作成や各種啓発活動、防災週間等を通じた、積極的かつ継続的な防災訓練に引き続き取組み、市民の防災意識の向上に努める必要がある。周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する必要がある。

⑤住民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定【関連評価：A-3】

取組中心課：危機管理室・各施設管理課

- 各災害に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路の指定等を進め、住民が安全な避難を確保する必要がある。
- 指定緊急避難場所について、市は、災害種別に応じた安全区域や、災害に対する安全な構造、想定される洪水等の水位と避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路の高さ、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を考慮し指定する必要がある。
- 市は、避難所等において、要配慮者も利用することから、バリアフリー化に努めるなど、施設の福祉的整備を図る必要がある。

A-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	■評価結果
	<p>⑥消防水利の確保対策【関連評価：A-2, G-1】</p> <p>取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合・危機管理室</p> <p>○大規模地震では水道管の破損により消火栓が使用できない状況も懸念され、地震火災による被害軽減のため、消防水利が不足している地域については防火水槽を設置するなど、消火栓全断水時においても対応できる消防水利を確保する必要がある。</p> <p>⑦救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上【関連評価：A-2, B-2, G-1】</p> <p>取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合</p> <p>○大規模自然災害発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、必要となる救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき災害対応能力向上を図る必要がある。</p>

A-2	老朽建築物等が密集する市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
	■評価結果
	<p>①効果的な公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設の整備による、防災空間の確保及び防災機能の強化【関連評価：F-4, G-1, G-3, G-5】</p> <p>取組中心課：まち保全課・農とみどり保全課・文化財保護課</p> <p>○災害時において、公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設は、避難場所、避難路として重要な役割を担うとともに、大規模火災が発生した場合には延焼遮断帯としても機能する防災空間であることから保全する必要がある。</p> <p>○防災空間を確保するため、古墳・史跡・公共施設・河川・ため池等の周辺環境や都市基盤施設の整備を計画的・効果的に推進する必要がある。</p> <p>○引き続き老朽化した公園施設の修繕等、市民が利用しやすい公園づくりに取り組む必要がある。</p>
	<p>②消防水利の確保対策【関連評価：A-1, G-1】</p> <p>取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合・危機管理室</p> <p>○大規模地震では水道管の破損により消火栓が使用できない状況も懸念され、地震火災による被害軽減のため、消防水利が不足している地域については防火水槽を設置するなど、消火栓全断水時においても対応できる消防水利を確保する必要がある。</p>
	<p>③救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上【関連評価：A-1, B-2, G-1】</p> <p>取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合</p> <p>○大規模自然災害発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、必要となる救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき災害対応能力向上を図る必要がある。</p>

	<p>④出火防止対策や初期消火体制の充実・強化、消防訓練や体験学習を通じた火災予防に関する知識の習得、普及啓発【関連評価：G-1】</p> <p>取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合・危機管理室</p> <p>○住宅火災を減らすため、関係機関との連携による自主防災訓練の積極的な実施をはじめ、住宅用火災警報器の設置促進、事務所に対する防火・防災管理の指導を立入検査等により実施しているが、火災件数はおおむね横ばい傾向にあることから更なる取組が必要である。</p> <p>○地震火災による被害を軽減するため、平素からの出火防止対策を推進するとともに、出火に至った場合の消火体制の充実・強化を図っていく必要がある。</p> <p>○出火防止のための広報活動を実施し、住民等の防火意識の向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、消防訓練等を通じた指導を引き続き行う必要がある。</p>
--	---

老朽建築物等が集積する市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

■評価結果

⑤市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練の実施
【関連評価：A-1, A-3, G-1】

取組中心課：危機管理室

- 市では、各種災害対策マニュアルやハザードマップ等の作成及び改定に引き続き取り組む必要がある。
- 市では、「藤井寺市地域防災計画」の定期的な見直し、各種マニュアルの作成を進めている。今後も必要に応じ、新たなマニュアル等の作成や見直しを行う必要がある。
- 各種ハザードマップの作成や各種啓発活動、防災週間等を通じた、積極的かつ継続的な防災訓練に引き続き取り組み、市民の防災意識の向上に努める必要がある。周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する必要がある。

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生※風水害を想定

■評価結果

①河川施設、ため池施設の堤防の決壊（破堤）等により発生する洪水等の水害予防対策の計画的な実施

取組中心課：まち保全課・農とみどり保全課・下水道工務課・各施設所管課

- 低地は、主に大和川の氾濫平野と、市内を流れる小河川の氾濫平野、又は谷底平野で、標高が低いため降雨の状況によっては浸水する可能性があり、避難対応等の対策を検討する必要がある。
- 都市化の影響もあり、雨水に対し自然保水・遊水・浸透機能が著しく低下し、低地部への流出量が増加する傾向にあることから流出抑制等の対策を進める必要がある。
- 現況の主要水路は、主に農業用水路として築造されたものを降雨時の排水用として順次断面を広げるなど、浸水対策を進めているところであるが、未改修箇所については依然として、現在の排水量には対応できない構造であり、極地的な浸水の原因となっているため、引き続き浸水対策を進める必要がある。
- 市、府及び関係機関は、大雨・台風時における洪水のみならず、地震時における河川施設、ため池施設の堤防の決壊（破堤）等により発生する洪水等水害全般の被害を未然に防止する必要があり、水害予防対策に当たっては計画的に実施する必要がある。

②住民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定【関連評価：A-1】

取組中心課：危機管理室・各施設管理課

- 各災害に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路の指定等を進め、住民が安全な避難を確保する必要がある。
- 指定緊急避難場所について、市は、災害種別に応じた安全区域や、災害に対する安全な構造、想定される洪水等の水位と避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路の高さ、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を考慮し指定する必要がある。
- 市は、避難所等において、要配慮者も利用することから、バリアフリー化に努めるなど、施設の福祉的整備を図る必要がある。

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生※風水害を想定

■評価結果

③市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練の実施
【関連評価：A-1, A-2, G-1】

取組中心課：危機管理室

- 市では、各種災害対策マニュアルやハザードマップ等の作成及び改定に引き続き取り組む必要がある。
- 市では、「藤井寺市地域防災計画」の定期的な見直し、各種マニュアルの作成を進めている。今後も必要に応じ、新たなマニュアル等の作成や見直しを行う必要がある。
- 各種ハザードマップの作成や各種啓発活動、防災週間等を通じた、積極的かつ継続的な防災訓練に引き続き取り組み、市民の防災意識の向上に努める必要がある。周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する必要がある。

B. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

B-1

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

■評価結果

①水、食料、生活必需品、燃料等の必要な物資の確保

取組中心課：危機管理室・各施設所管課

- 災害による家屋の損壊、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する必要がある。
- 食料や燃料等について、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するとともに、避難所で備蓄することについても検討が必要である。
- 住民・事業所に対しては、平素から水や食料、生活必需品について最低限の備蓄を促進する必要がある。

②総合的な防災体制の確立、災害時医療体制の整備【関連評価：B-4】

取組中心課：危機管理室

- 市、府をはじめ防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備、資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施等を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるよう取組んでおり、引き続き取組む必要がある。

③医療施設等の充実及び医薬品、医療用資器材等の備蓄【関連評価：B-4】

取組中心課：市民病院

- 市では、市の災害医療センターである、市立藤井寺市民病院の耐震補強・リニューアル化を実施し、療養環境の改善を図ったほか、MRIや電子カルテの導入、CTの更新等、医療機器の整備について計画的に推進しており、引き続き計画的に取組む必要がある。
- 災害時に備え、医薬品、医療用資器材について、災害拠点病院での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄等が必要である。

④救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、広域緊急交通路等の通行機能を確保【関連評価：B-2, B-4】

取組中心課：危機管理室・まち保全課

- 市は、市内における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に取組む必要がある。
- 大規模自然災害発生時に、救出救助にあたる自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点の整備を進める必要がある。また、受援力向上、被害状況確認補助のためのヘリサインの整備が必要である。
- 臨時ヘリポート、ドクターヘリとの合流場所、周辺住民のための広域避難場所等の防災機能を十分に備えた河川敷公園の整備については、国への要望を続け、地域防災拠点の整備に取組む必要がある。
- 救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、広域緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制等の充実が必要である。

⑤ライフライン事業者との連携による施設整備、BCP/BCMへの取組支援や災害時の相互応援協定等による連携強化【関連評価：B-4, B-5, F-1, F-2】

取組中心課：危機管理室・各施設所管課

- 被災時においても電気、ガス等のライフライン機能を確保するため、ライフライン事業者との連携による施設整備を進める必要がある。
- 特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化に努める必要がある。
- 災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、ライフラインに関わる事業者によるBCP/BCMへの取組支援や災害時の相互応援協定等による連携を強化する必要がある。

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

■評価結果

①自衛隊、警察、消防等防災機関の活動体制の確保

取組中心課：危機管理室・柏原羽曳野藤井寺消防組合

- 安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるために、頻発する自然災害、複雑で多様化するさまざまな災害や事故に迅速かつ適切に対応できる消防・救急の質を向上する必要がある。
- 柏原羽曳野藤井寺消防組合では、高度救助隊の運用を開始しており、引き続き救助体制の強化を図る必要がある。
- 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足による影響を回避するため、防災機関の活動体制の確保等が必要である。

②緊急消防援助隊受入れ体制の強化

取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合

- 地震発生後に市民の救出救助活動に従事する消防体制を強化するため、国（消防庁）の支援による、全国からの緊急消防援助隊について、拠点の整備や受入れを想定した訓練の実施等、受入れ体制を確保しておく必要がある。

③救出救助活動体制の充実強化

取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合

- 大規模自然災害では、効果的な情報収集と救出救助活動が求められるため、活動に必要な資機材を充実するとともに、迅速な初期活動を確立し、被災者の救出救助活動にあたる必要がある。

④消防庁舎の適正配置及び耐震化をはじめとする消防力の充実強化

取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合

- 地震災害は発生直後から多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路・水道等の機能障害等が伴う複合災害につながるものが懸念され、災害即応が可能な防災拠点として機能し得るよう、消防庁舎の再整備や消防車両等の最新化により、消防力を充実強化する必要がある。

⑤救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上【関連評価：A-1, A-2, G-1】

取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合

- 大規模自然災害発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、必要となる救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき災害対応能力向上を図る必要がある。

⑥救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、広域緊急交通路等の通行機能を確保【関連評価：B-1, B-4】

取組中心課：危機管理室・まち保全課

- 市は、市内における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に取組む必要がある。
- 大規模自然災害発生時に、救出救助にあたる自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点の整備を進める必要がある。また、受援力向上、被害状況確認補助のためのヘリサインの整備が必要である。
- 臨時ヘリポート、ドクターヘリとの合流場所、周辺住民のための広域避難場所等の防災機能を十分に備えた河川敷公園の整備については、国への要望を続け、地域防災拠点の整備に取組む必要がある。
- 救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、広域緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制等の充実が必要である。

B-3	<p>想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱</p> <p>■評価結果</p> <p>①帰宅困難者への一時滞在施設の確保等の対応</p> <p>取組中心課：危機管理室</p> <p>○大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想されるため、市は府、事業者等と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するための支援等について検討する必要がある。</p> <p>②中小企業のBCPへの取組等帰宅困難者対策の普及啓発</p> <p>取組中心課：危機管理室・商工労働課</p> <p>○企業の従業員等の安全確保を図るとともに一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、防災計画・マニュアル等の改定や企業BCPへの取組を支援する必要がある。</p>
B-4	<p>医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p> <p>■評価結果</p> <p>①医療施設等の充実及び医薬品、医療用資器材等の備蓄【関連評価：B-1】</p> <p>取組中心課：市民病院</p> <p>○市では、市の災害医療センターである、市立藤井寺市民病院の耐震補強・リニューアル化を実施し、療養環境の改善を図ったほか、MRIや電子カルテの導入、CTの更新等、医療機器の整備について計画的に推進しており、引き続き計画的に取組む必要がある。</p> <p>○災害時に備え、医薬品、医療用資器材について、災害拠点病院での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄等が必要である。</p> <p>②総合的な防災体制の確立、災害時医療体制の整備【関連評価：B-1】</p> <p>取組中心課：危機管理室</p> <p>○市、府をはじめ防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備、資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施等を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるよう取組んでおり、引き続き取組む必要がある。</p> <p>③救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、広域緊急交通路等の通行機能を確保【関連評価：B-1, B-2】</p> <p>取組中心課：危機管理室・まち保全課</p> <p>○市は、市内における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に取組む必要がある。</p> <p>○大規模自然災害発生時に、救出救助にあたる自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点の整備を進める必要がある。また、受援力向上、被害状況確認補助のためのヘリサインの整備が必要である。</p> <p>○臨時ヘリポート、ドクターヘリとの合流場所、周辺住民のための広域避難場所等の防災機能を十分に備えた河川敷公園の整備については、国への要望を続け、地域防災拠点の整備に取組む必要がある。</p> <p>○救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、広域緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制等の充実が必要である。</p>

B-4	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	<p>■評価結果</p> <p>④ライフライン事業者との連携による施設整備、BCP/BCMへの取組支援や災害時の相互応援協定等による連携強化【関連評価：B-1, B-5, F-1, F-2】</p> <p>取組中心課：危機管理室・各施設所管課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災時においても電気、ガス等のライフライン機能を確保するため、ライフライン事業者との連携による施設整備を進める必要がある。 ○特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化に努める必要がある。 ○災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、ライフラインに関わる事業者によるBCP/BCMへの取組支援や災害時の相互応援協定等による連携を強化する必要がある。

B-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	<p>■評価結果</p> <p>①避難所における感染症対策</p> <p>取組中心課：危機管理室・健康課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所の施設については、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応やホテル・旅館等の活用等を含めて平常時から危機管理室と健康課が連携して対応する必要がある。 <p>②被災者の健康状態、栄養状態等被災者の健康維持活動の実施体制の確保【関連評価：B-6】</p> <p>取組中心課：福祉総務課・健康課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市は、府と相互に連携して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する必要がある。 ○特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する必要がある。 <p>③ライフライン事業者との連携による施設整備、BCP/BCMへの取組支援や災害時の相互応援協定等による連携強化【関連評価：B-1, B-4, F-1, F-2】</p> <p>取組中心課：危機管理室・各施設所管課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災時においても電気、ガス等のライフライン機能を確保するため、ライフライン事業者との連携による施設整備を進める必要がある。 ○特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化に努める必要がある。 ○災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、ライフラインに関わる事業者によるBCP/BCMへの取組支援や災害時の相互応援協定等による連携を強化する必要がある。 <p>④救出救助活動における感染症対策【関連評価：B-6】</p> <p>取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災後の被災地域では、瓦礫や汚泥による衛生環境の悪化や感染症のまん延も懸念されるため、感染症対応資器材の整備を行うとともに、感染症対応訓練の実施やマニュアルの見直し等、厳しい状況下においても救助隊が迅速かつ的確に救出救助活動が実施できるよう、感染症対策を推進する必要がある。

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

■評価結果

①スムーズな避難誘導や避難所のQOL確保、感染症対策等の避難所における生活環境の確保

取組中心課：危機管理室・環境衛生課・健康課

- 感染症拡大防止のため、飛沫感染の防止策や消毒液等といった備蓄品、体調不良者を隔離するためのスペース確保等、避難所運営において適切な感染症対策を講じる必要がある。
- 被災地域の衛生状態を確保するため、生活ごみや避難所等の仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携強化、広域的な支援の調整等を行う必要がある。

②地域実情に応じた避難行動要支援者支援対策の推進

取組中心課：危機管理室・協働人権課・福祉総務課・高齢介護課

- 地域や近隣住民による自助・共助を基本とし、災害時の安否確認（被災状況の把握等）を含む避難誘導、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うなど、地域実情に応じた避難行動要支援者支援対策を推進する必要がある、そのため、国の示す指針等に基づき、「藤井寺市避難行動要支援者支援制度支援のためのハンドブック」等の見直しを行い、支援体制の整備を図る必要がある。
- 高齢者や障害者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の受入れ体制を整備する必要がある。

③被災者の健康状態、栄養状態等被災者の健康維持活動の実施体制の確保 【関連評価：B-5】

取組中心課：福祉総務課・健康課

- 市は、府と相互に連携して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する必要がある。
- 特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する必要がある。

④救出救助活動における感染症対策【関連評価：B-5】

取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合

- 発災後の被災地域では、瓦礫や汚泥による衛生環境の悪化や感染症のまん延も懸念されるため、感染症対応資器材の整備を行うとともに、感染症対応訓練の実施やマニュアルの見直し等、厳しい状況下においても救助隊が迅速かつ的確に救出救助活動が実施できるよう、感染症対策を推進する必要がある。

⑤被災動物による人等への危害防止等の実施

取組中心課：環境衛生課

- 市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する必要がある。

C. 必要不可欠な行政機能は確保する

C-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	<p>■評価結果</p> <p>①治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、警察機関や地域との連携による安全の確保</p> <p>取組中心課：危機管理室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市では、羽曳野警察署管内防犯協議会や藤井寺市防犯委員会と連携を図り、情報交換や各種防犯活動を行うとともに、活発な見回り活動を展開しており、引き続き取組を推進する必要がある。 ○地域が一体となった自主防犯活動、警察をはじめとする関係機関との連携の強化等、市民一人ひとりの危機管理意識の向上や発災時における犯罪から市民を守る取組の推進が必要である。 <p>②防犯カメラ等の防犯関連設備の更新・修繕等</p> <p>取組中心課：危機管理室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地区において、防犯カメラの設置が行われ、設備費用の助成を行っているが、各地区に普及した防犯カメラの老朽化が今後の課題となっており、継続した犯罪防止の効果を維持するため、防犯カメラの更新・修繕等への支援が必要である。
C-2	市庁内機能の機能不全
	<p>■評価結果</p> <p>①市庁内機能を維持するため、地域防災計画等の各種計画やマニュアルの改訂や運用訓練の実施【関連評価：C-3】</p> <p>取組中心課：危機管理室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市庁機能を維持するため、藤井寺市地域防災計画や藤井寺市BCP等の改訂や運用を行い、災害時の配備体制や緊急時における財務処理体制を確保する必要がある。 ○資機材の確保、実効性を高めるための訓練・研修等を通じた計画・マニュアルの定期的な見直し・検証については十分とは言えないため、より実効的な計画・マニュアルの整備を進める必要がある。 ○危機事象に対する職員の意識啓発や、危機事象が発生した場合に計画やマニュアルが生かされるよう、随時、危機想定訓練や計画等の点検を行う必要がある。 <p>②関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保【関連評価：C-3, D-1, D-2, D-3】</p> <p>取組中心課：危機管理室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○導入が完了したデジタル防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）をはじめ、引き続き関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保する必要がある。 ○災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるよう、通信インフラに関わる事業者と連携を図る必要がある。 <p>③多様な情報伝達手段の整備、防災情報の収集・伝達手段の充実【関連評価：C-3, D-1, D-2, D-3】</p> <p>取組中心課：危機管理室・情報政策課・秘書広報課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を図るため、防災情報システム、おおさか防災ネット、SNS等を活用するなど情報収集手段の多重化に取組む必要がある。 ○被災者等への情報伝達手段の活用及び整備に当たっては、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備や保守管理を徹底する必要がある。 ○情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS等、ICTの防災施策への積極的な活用に努める必要がある。 ○情報を迅速かつ的確に伝えるため、防災行政無線（同報系）の活用等により住民に対して伝達するとともに、自治会、自主防災組織等の協力を得る必要がある。

C-2

市庁内機能の機能不全

■評価結果

④災害時の活動拠点及び備蓄拠点機能の確保・充実【関連評価：C-3】

取組中心課：危機管理室・各施設所管課

- 発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進するなど、防災拠点機能等の確保、充実を図る必要がある。
- 大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び物資・資機材等の備蓄拠点を計画的に整備する必要がある。

C-3

市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

■評価結果

①市庁内機能を維持するため、地域防災計画等の各種計画やマニュアルの改訂や運用訓練の実施【関連評価：C-2】

取組中心課：危機管理室

- 市庁機能を維持するため、藤井寺市地域防災計画や藤井寺市BCP等の改訂や運用を行い、災害時の配備体制や緊急時における財務処理体制を確保する必要がある。
- 資機材の確保、実効性を高めるための訓練・研修等を通じた計画・マニュアルの定期的な見直し・検証については十分とは言えないため、より実効的な計画・マニュアルの整備を進める必要がある。
- 危機事象に対する職員の意識啓発や、危機事象が発生した場合に計画やマニュアルが生かされるよう、随時、危機想定訓練や計画等の点検を行う必要がある。

②関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保【関連評価：C-2, D-1, D-2, D-3】

取組中心課：危機管理室

- 導入が完了したデジタル防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）をはじめ、引き続き関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保する必要がある。
- 災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるよう、通信インフラに関わる事業者と連携を図る必要がある。

③多様な情報伝達手段の整備、防災情報の収集・伝達手段の充実【関連評価：C-2, D-1, D-2, D-3】

取組中心課：危機管理室・情報政策課・秘書広報課

- 市民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を図るため、防災情報システム、おおさか防災ネット、SNS等を活用するなど情報収集手段の多重化に取組む必要がある。
- 被災者等への情報伝達手段の活用及び整備に当たっては、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備や保守管理を徹底する必要がある。
- 情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS等、ICTの防災施策への積極的な活用を努める必要がある。
- 情報を迅速かつ的確に伝えるため、防災行政無線（同報系）の活用等により住民に対して伝達するとともに、自治会、自主防災組織等の協力を得る必要がある。

④災害時の活動拠点及び備蓄拠点機能の確保・充実【関連評価：C-2】

取組中心課：危機管理室・各施設所管課

- 発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進するなど、防災拠点機能等の確保、充実を図る必要がある。
- 大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び物資・資機材等の備蓄拠点を計画的に整備する必要がある。

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の蔓延による各機関の業務停止

■評価結果

①感染症予防対策、庁内で感染者が発生した場合の対応に関する指針やガイドラインの検討

取組中心課：危機管理室・健康課

- 現場で働く従業員を感染リスクから守るとともに、利用者が安心してサービスや施設を利用いただくため、感染予防対策を確実に実践することが必要である。
- そのため、感染症予防対策、庁内で感染者が発生した場合の対応に関する指針やガイドラインを検討する必要がある。

②ICT等を活用したさまざまなサービスにおけるリモート化等による、社会の変化やニーズへの対応

取組中心課：情報政策課

- 新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う危機の中、さまざまなサービスにデジタル技術を活用し、行政のデジタル・トランスフォーメーションを進める必要がある。
- このような社会の変化は、感染収束後においても進行・定着すると考えられ、ICTの有効活用により、市民の利便性の向上と業務の見直し及び効率化を推進し、社会の変化やニーズに的確に対応していく必要がある。

D. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

D-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	■評価結果
	<p>①多様な情報伝達手段の整備、防災情報の収集・伝達手段の充実 【関連評価：C-2, C-3, D-2, D-3】</p> <p>取組中心課：危機管理室・情報政策課・秘書広報課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を図るため、防災情報システム、おおさか防災ネット、SNS等を活用するなど情報収集手段の多重化に取り組む必要がある。 ○被災者等への情報伝達手段の活用及び整備に当たっては、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備や保守管理を徹底する必要がある。 ○情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS等、ICTの防災施策への積極的な活用に努める必要がある。 ○情報を迅速かつ的確に伝えるため、防災行政無線（同報系）の活用等により住民に対して伝達するとともに、自治会、自主防災組織等の協力を得る必要がある。 <p>②関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保 【関連評価：C-2, C-3, D-2, D-3】</p> <p>取組中心課：危機管理室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○導入が完了したデジタル防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）をはじめ、引き続き関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保する必要がある。 ○災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるよう、通信インフラに関わる事業者と連携を図る必要がある。 <p>③情報基盤の整備・保守管理等による災害時に活用する情報収集伝達手段の確保 【関連評価：D-2, D-3】</p> <p>取組中心課：危機管理室・各施設所管課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の耐震化対策及び停電対策を強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る必要がある。 ○防災行政無線、防災情報システム等の機能維持のための保守、非常用電源の確保等が必要である。
D-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	■評価結果
	<p>①多様な情報伝達手段の整備、防災情報の収集・伝達手段の充実 【関連評価：C-2, C-3, D-1, D-3】</p> <p>取組中心課：危機管理室・情報政策課・秘書広報課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を図るため、防災情報システム、おおさか防災ネット、SNS等を活用するなど情報収集手段の多重化に取り組む必要がある。 ○被災者等への情報伝達手段の活用及び整備に当たっては、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備や保守管理を徹底する必要がある。 ○情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS等、ICTの防災施策への積極的な活用に努める必要がある。 ○情報を迅速かつ的確に伝えるため、防災行政無線（同報系）の活用等により住民に対して伝達するとともに、自治会、自主防災組織等の協力を得る必要がある。

D-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	<p>■評価結果</p> <p>②関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保 【関連評価：C-2, C-3, D-1, D-3】</p> <p>取組中心課：危機管理室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○導入が完了したデジタル防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）をはじめ、引き続き関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保する必要がある。 ○災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるよう、通信インフラに関わる事業者と連携を図る必要がある。 <p>③情報基盤の整備・保守管理等による災害時に活用する情報収集伝達手段の確保 【関連評価：D-1, D-3】</p> <p>取組中心課：危機管理室・各施設所管課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の耐震化対策及び停電対策を強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る必要がある。 ○防災行政無線、防災情報システム等の機能維持のための保守、非常用電源の確保等が必要である。

D-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	<p>■評価結果</p> <p>①多様な情報伝達手段の整備、防災情報の収集・伝達手段の充実 【関連評価：C-2, C-3, D-1, D-2】</p> <p>取組中心課：危機管理室・情報政策課・秘書広報課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を図るため、防災情報システム、おおさか防災ネット、SNS等を活用するなど情報収集手段の多重化に取り組む必要がある。 ○被災者等への情報伝達手段の活用及び整備に当たっては、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備や保守管理を徹底する必要がある。 ○情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS等、ICTの防災施策への積極的な活用に努める必要がある。 ○情報を迅速かつ的確に伝えるため、防災行政無線（同報系）の活用等により住民に対して伝達するとともに、自治会、自主防災組織等の協力を得る必要がある。 <p>②関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保 【関連評価：C-2, C-3, D-1, D-2】</p> <p>取組中心課：危機管理室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○導入が完了したデジタル防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）をはじめ、引き続き関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保する必要がある。 ○災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるよう、通信インフラに関わる事業者と連携を図る必要がある。 <p>③情報基盤の整備・保守管理等による災害時に活用する情報収集伝達手段の確保 【関連評価：D-1, D-2】</p> <p>取組中心課：危機管理室・各施設所管課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の耐震化対策及び停電対策を強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る必要がある。 ○防災行政無線、防災情報システム等の機能維持のための保守、非常用電源の確保等が必要である。

E. 経済活動を機能不全に陥らせない

E-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	<p>■評価結果</p>
	<p>①市域における物流・人流ルートを確保、早期の道路啓開【関連評価：E-2, F-3】</p> <p>取組中心課：まち建設課・まち保全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国土軸のリダンダンシーを確保するため、広域幹線道路である府の都市計画道路八尾富田林線等の広域的な高速交通ネットワークを実現する必要がある。また、市域における物流・人流ルートを確保するため、都市計画道路北条大井線等の地域交通ネットワークの整備が必要である。 ○広域緊急交通路の通行機能の確保、早期の道路啓開等、交通・物流機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制等の充実が必要である。 <p>②デジタル・トランスフォーメーションや多元化を通じた強固なサプライチェーンの構築</p> <p>取組中心課：情報政策課・商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う危機の中、ICT等を活用したリモート・サービスへのニーズに対応する必要がある。 ○さまざまなサービスにおけるリモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションや多元化を通じた強固なサプライチェーンの構築を推進する必要がある。 <p>③中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、企業BCP/BCMへの取組支援</p> <p>取組中心課：危機管理室・商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、経済団体や企業防災活動を支援する団体等と連携して、中小企業の主体的なBCP/BCMへの取組を支援する必要がある。 <p>④重要な産業施設の損壊、火災、爆発等を防ぐため、産業施設の防災対策や関連事業所のBCPの策定等の促進【関連評価：G-4】</p> <p>取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合・危機管理室・商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市、消防機関及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等、災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る必要がある。 ○重要な産業施設の損壊、火災、爆発等を防ぐため、産業施設の防災対策や関連事業所のBCPの策定等を進める必要がある。 ○特定事業者において危険物タンクの耐震基準への適合を促進する必要がある。
	E-2
<p>■評価結果</p>	
<p>①物価の安定及び物資の安定供給</p> <p>取組中心課：危機管理室・商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進のため、買占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導を行い、適正な流通機能の回復を図る必要がある。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業と、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施への参加等、災害時の体制を構築する必要がある。また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等のBCPの策定を促進する必要がある。 <p>②災害から農作物の被害防止、農業用施設の早期復旧に向けた体制の構築等災害営農の確立【G-5】</p> <p>取組中心課：農とみどり保全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市は、各種の災害から農作物の被害を未然に防止し、又は最小限にくいとめるための体制の確立が必要である。 	

■評価結果

③市域における物流・人流ルートを確認、早期の道路啓開【関連評価：E-1, F-3】

取組中心課：まち建設課・まち保全課

- 国土軸のリダンダンシーを確保するため、広域幹線道路である府の都市計画道路八尾富田林線等の広域的な高速交通ネットワークを実現する必要がある。また、市域における物流・人流ルートを確認するため、都市計画道路北条大井線等の地域交通ネットワークの整備が必要である。
- 広域緊急交通路の通行機能の確保、早期の道路啓開等、交通・物流機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制等の充実が必要である。

F. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

F-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	<p>■評価結果</p> <p>①ライフライン事業者との連携による施設整備、BCP/BCMへの取組支援や災害時の相互応援協定等による連携強化【関連評価：B-1, B-4, B-5, F-2】</p> <p>取組中心課：危機管理室・各施設所管課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災時においても電気、ガス等のライフライン機能を確保するため、ライフライン事業者との連携による施設整備を進める必要がある。 ○特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化に努める必要がある。 ○災害が発生した場合に、迅速かつ確かな応急復旧を行うため、ライフラインに関わる事業者によるBCP/BCMへの取組支援や災害時の相互応援協定等による連携を強化する必要がある。 <p>②再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等の促進</p> <p>取組中心課：環境衛生課・資産活用課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時においても持続可能なエネルギー供給源の確保のため、自立・分散型エネルギー（再生可能エネルギー等）の導入や蓄電池・燃料電池の利活用等エネルギー供給源の多様化を促進する必要がある。 ○また、各公共施設等において、非常用電源の確保や設備・施設の改修時における自立・分散型エネルギーの導入等、災害時においても持続可能なエネルギー供給源を確保する必要がある。

F-2	上水道等の長期間にわたる供給停止及び下水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	<p>■評価結果</p> <p>①公共下水道整備・老朽化対策（汚水）、雨水ポンプ場の老朽化対策、雨水幹線の整備や浸水対策等の計画的な整備</p> <p>取組中心課：下水道総務課・下水道工務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道整備（汚水）に努めているが、整備済み人口普及率は府全体での普及率よりも大きく下回っていることから、整備が急務であるとともに、既設公共下水道施設の耐震化対策に取り組むことが必要である。 ○集中豪雨等の想定を超える降雨による浸水被害等、市民生活への被害リスクが増大していることから、雨水幹線の整備や浸水対策の更なる推進が必要である。 ○「藤井寺市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、雨水ポンプ場及び公共下水道施設の計画的な改築等による老朽化・耐震化対策に引き続き取り組む必要がある。 <p>②ライフライン事業者との連携による施設整備、BCP/BCMへの取組支援や災害時の相互応援協定等による連携強化【関連評価：B-1, B-4, B-5, F-1】</p> <p>取組中心課：危機管理室・各施設所管課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災時においても電気、ガス等のライフライン機能を確保するため、ライフライン事業者との連携による施設整備を進める必要がある。 ○特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化に努める必要がある。 ○災害が発生した場合に、迅速かつ確かな応急復旧を行うため、ライフラインに関わる事業者によるBCP/BCMへの取組支援や災害時の相互応援協定等による連携を強化する必要がある。

■評価結果

①市域における物流・人流ルートを確認、早期の道路啓開【関連評価：E-1, E-2】

取組中心課：まち建設課・まち保全課

- 国土軸のリダンダンシーを確保するため、広域幹線道路である府の都市計画道路八尾富田林線等の広域的な高速交通ネットワークを実現する必要がある。また、市域における物流・人流ルートを確認するため、都市計画道路北条大井線等の地域交通ネットワークの整備が必要である。
- 広域緊急交通路の通行機能の確保、早期の道路啓開等、交通・物流機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制等の充実が必要である。

②幅員の狭小な補助幹線道路又は生活道路の整備【関連評価：G-2】

取組中心課：まち建設課・まち保全課

- 市の道路の多くが幅員の狭小な補助幹線道路又は生活道路であり、災害時には交通の混乱が予想されることから、拡幅等の整備を検討する必要がある。
- 道路は単に交通施設としての機能だけでなく、災害時における避難路あるいは消防、警察、その他災害応急対策活動の緊急交通路となることを踏まえ、多重ネットワークの形成を図るため、補助幹線道路の拡幅、都市計画道路（小山松原線・北条大井線・八尾富田林線）の早期完成等の広域的な整備が必要である。

■評価結果

①効果的な公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設の整備による、防災空間の確保及び防災機能の強化【関連評価：A-2, G-1, G-3, G-5】

取組中心課：まち保全課・農とみどり保全課・文化財保護課

- 災害時において、公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設は、避難場所、避難路として重要な役割を担うとともに、大規模火災が発生した場合には延焼遮断帯としても機能する防災空間であることから保全する必要がある。
- 防災空間を確保するため、古墳・史跡・公共施設・河川・ため池等の周辺環境や都市基盤施設の整備を計画的・効果的に推進する必要がある。
- 引き続き老朽化した公園施設の修繕等、市民が利用しやすい公園づくりに取り組む必要がある。

②被害が長期的に発生する場合に備えた、広域避難計画、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂等の検討【関連評価：G-3, G-5】

取組中心課：危機管理室

- 防災インフラの長期間にわたる機能不全によって、被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う必要がある。
- 市では、「藤井寺市地域防災計画」の定期的な見直し、各種マニュアルの作成を進めている。今後も必要に応じ、新たなマニュアル等の作成や、マニュアルの見直しを行う必要がある。

G. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

G-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

■評価結果

①効果的な公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設の整備による、防災空間の確保及び防災機能の強化【関連評価：A-2, F-4, G-3, G-5】

取組中心課：まち保全課・農とみどり保全課・文化財保護課

- 災害時において、公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設は、避難場所、避難路として重要な役割を担うとともに、大規模火災が発生した場合には延焼遮断帯としても機能する防災空間であることから保全する必要がある。
- 防災空間を確保するため、古墳・史跡・公共施設・河川・ため池等の周辺環境や都市基盤施設の整備を計画的・効果的に推進する必要がある。
- 引き続き老朽化した公園施設の修繕等、市民が利用しやすい公園づくりに取り組む必要がある。

②消防水利の確保対策【関連評価：A-1, A-2】

取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合・危機管理室

- 大規模地震では水道管の破損により消火栓が使用できない状況も懸念され、地震火災による被害軽減のため、消防水利が不足している地域については防火水槽を設置するなど、消火栓全断水時においても対応できる消防水利を確保する必要がある。

③救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上【関連評価：A-1, A-2, B-2】

取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合

- 大規模自然災害発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、必要となる救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき災害対応能力向上を図る必要がある。

④出火防止対策や初期消火体制の充実・強化、消防訓練や体験学習を通じた火災予防に関する知識の習得、普及啓発【関連評価：A-2】

取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合・危機管理室

- 住宅火災を減らすため、関係機関との連携による自主防災訓練の積極的な実施をはじめ、住宅用火災警報器の設置促進、事務所に対する防火・防災管理の指導を立入検査等により実施しているが、火災件数はおおむね横ばい傾向にあることから更なる取組が必要である。
- 地震火災による被害を軽減するため、平素からの出火防止対策を推進するとともに、出火に至った場合の消火体制の充実・強化を図っていく必要がある。
- 出火防止のための広報活動を実施し、住民等の防火意識の向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、消防訓練等を通じた指導を引き続き行う必要がある。

⑤市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練の実施【関連評価：A-1, A-2, A-3】

取組中心課：危機管理室

- 市では、各種災害対策マニュアルやハザードマップ等の作成及び改定に引き続き取り組む必要がある。
- 市では、「藤井寺市地域防災計画」の定期的な見直し、各種マニュアルの作成を進めている。今後も必要に応じ、新たなマニュアル等の作成や見直しを行う必要がある。
- 各種ハザードマップの作成や各種啓発活動、防災週間等を通じた、積極的かつ継続的な防災訓練に引き続き取り組み、市民の防災意識の向上に努める必要がある。周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する必要がある。

G-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	■評価結果
	<p>①幅員の狭小な補助幹線道路又は生活道路の整備【関連評価：F-3】</p> <p>取組中心課：まち建設課・まち保全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の道路の多くが幅員の狭小な補助幹線道路又は生活道路であり、災害時には交通の混乱が予想されることから、拡幅等の整備を検討する必要がある。 ○道路は単に交通施設としての機能だけでなく、災害時における避難路あるいは消防、警察、その他災害応急対策活動の緊急交通路となることを踏まえ、多重ネットワークの形成を図るため、補助幹線道路の拡幅、都市計画道路（小山松原線・北条大井線・八尾富田林線）の早期完成等の広域的な整備が必要である。 <p>②上水道・下水道等のインフラ施設の老朽化・耐震化対策、既存道路の無電柱化、不法占有物件の除去等による通行機能の確保【関連評価：H-3】</p> <p>取組中心課：まち建設課・まち保全課・下水道総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沿線・沿道の地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺を防ぐため、広域緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、道路下空間の下水道等のインフラ施設の老朽化・耐震化対策、既存道路の無電柱化等が必要である。

G-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生
	■評価結果
	<p>①効果的な公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設の整備による、防災空間の確保及び防災機能の強化【関連評価：A-2, F-4, G-1, G-5】</p> <p>取組中心課：まち保全課・農とみどり保全課・文化財保護課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時において、公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設は、避難場所、避難路として重要な役割を担うとともに、大規模火災が発生した場合には延焼遮断帯としても機能する防災空間であることから保全する必要がある。 ○防災空間を確保するため、古墳・史跡・公共施設・河川・ため池等の周辺環境や都市基盤施設の整備を計画的・効果的に推進する必要がある。 ○引き続き老朽化した公園施設の修繕等、市民が利用しやすい公園づくりに取り組む必要がある。 <p>②被害が長期的に発生する場合に備えた、広域避難計画、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂等の検討【関連評価：F-4, G-5】</p> <p>取組中心課：危機管理室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災インフラの長期間にわたる機能不全によって、被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う必要がある。 ○市では、「藤井寺市地域防災計画」の定期的な見直し、各種マニュアルの作成を進めている。今後も必要に応じ、新たなマニュアル等の作成や、マニュアルの見直しを行う必要がある。

G-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	■評価結果
	<p>①重要な産業施設の損壊、火災、爆発等を防ぐため、産業施設の防災対策や関連事業所のBCPの策定等の促進【関連評価：E-1】</p> <p>取組中心課：柏原羽曳野藤井寺消防組合・危機管理室・商工労働課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市、消防機関及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等、災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る必要がある。 ○重要な産業施設の損壊、火災、爆発等を防ぐため、産業施設の防災対策や関連事業所のBCPの策定等を進める必要がある。 ○特定事業者において危険物タンクの耐震基準への適合を促進する必要がある。

■評価結果

①効果的な公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設の整備による、防災空間の確保及び防災機能の強化【関連評価：A-2, F-4, G-1, G-3】

取組中心課：まち保全課・農とみどり保全課・文化財保護課

- 災害時において、公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設は、避難場所、避難路として重要な役割を担うとともに、大規模火災が発生した場合には延焼遮断帯としても機能する防災空間であることから保全する必要がある。
- 防災空間を確保するため、古墳・史跡・公共施設・河川・ため池等の周辺環境や都市基盤施設の整備を計画的・効果的に推進する必要がある。
- 引き続き老朽化した公園施設の修繕等、市民が利用しやすい公園づくりに取組む必要がある。

②被害が長期的に発生する場合に備えた、広域避難計画、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂等の検討【関連評価：F-4, G-3】

取組中心課：危機管理室

- 防災インフラの長期間にわたる機能不全によって、被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う必要がある。
- 市では、「藤井寺市地域防災計画」の定期的な見直し、各種マニュアルの作成を進めている。今後も必要に応じ、新たなマニュアル等の作成や、マニュアルの見直しを行う必要がある。

③災害から農作物の被害防止、農業用施設の早期復旧に向けた体制の構築等
災害営農の確立【関連評価：E-2】

取組中心課：農とみどり保全課

- 市は、各種の災害から農作物の被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるための体制の確立が必要である。

H. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

H-1	<p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>■評価結果</p> <p>①廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力等による災害発生時の廃棄物処理体制の確保</p> <p>取組中心課：環境衛生課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理体制の確保、他府県等、関係機関と連携した広域的な処理体制の整備を図る必要がある。 ○家庭等から災害廃棄物を早期に搬出するためには、災害ボランティアによる支援や社会福祉協議会、NPO等関係機関との連携が不可欠であり、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る防災ボランティア活動の環境整備・連絡体制を構築する必要がある。 <p>②災害廃棄物の処理に係る指針に基づく災害発生時の廃棄物処理計画の検討</p> <p>取組中心課：環境衛生課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市及び環境事業組合は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等とともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保が必要である。 ○災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に検討し示す必要がある。
H-2	<p>復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</p> <p>■評価結果</p> <p>①復興都市づくりにおける人材育成、建設業の担い手確保（働き方改革）等、復旧事業の推進のための体制の確保</p> <p>取組中心課：危機管理室・税務課・協働人權課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害により被災した住民がその痛手から再起更生・被災者の生活の安定を図る必要がある。 ○早期の被災者支援のため、り災証明発行及び住家被害認定を迅速に行うための研修等を実施する必要がある。 ○二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災住宅危険度判定の養成、登録を進める必要がある。 ○男女共同参画の観点から、女性の参画や要配慮者の参画等を考慮し、復旧事業プロセスを実施する必要がある。
H-3	<p>広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>■評価結果</p> <p>①河川堤防、下水道施設等の老朽化・耐震化対策、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等の浸水対策</p> <p>取組中心課：まち保全課・下水道総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態を回避するため、河川堤防、下水道施設等の老朽化・耐震化対策を進める必要がある。 ○関係機関と連携し、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等の長期湛水の早期解消のための手順を定める必要がある。

<p>H-3</p>	<p>広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>■評価結果</p> <p>②上水道・下水道等のインフラ施設の老朽化・耐震化対策、既存道路の無電柱化、不法占有物件の除去等による通行機能の確保【関連評価：G-2】</p> <p>取組中心課：まち建設課・まち保全課・下水道総務課</p> <p>○沿線・沿道の地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺を防ぐため、広域緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、道路下空間の下水道等のインフラ施設の老朽化・耐震化対策、既存道路の無電柱化等が必要である。</p>
<p>H-4</p>	<p>貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> <p>■評価結果</p> <p>①文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る</p> <p>取組中心課：文化財保護課</p> <p>○市内には、世界文化遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群、国宝を所蔵する葛井寺、道明寺天満宮、道明寺をはじめとして、古社や古墳が散在している。特に埋蔵文化財は、2件の国指定史跡をはじめ、文化財包蔵地が市域の65%に達している。また、史跡を除く国・府指定の文化財は、道明寺、道明寺天満宮、葛井寺、生涯学習センターの4箇所に保管されている。このうち、葛井寺の国宝千手観音については、国、府及び市の補助により防災カプセルを設置し、災害への備えを整えている。しかし、その他の指定文化財に対する防災対策は十分であるとはいえないため、市及び府は、これら豊富で住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る必要がある。</p> <p>○文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、文化財保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、消火・避難訓練の実施等を働きかける必要がある。</p> <p>②古墳・史跡・公共施設・河川・ため池等の緑の保全・活用</p> <p>取組中心課：まち保全課・農とみどり保全課・文化財保護課</p> <p>○市では、生態系の保全や緑の景観形成の機能を持つ古墳・史跡・公共施設・河川・ため池等の緑を保全し、自然と共生したまちづくりを進めるとともに、都市部では限られた土地を有効活用し、まちの景観を損なわないよう緑化を推進している。</p> <p>○引き続き老朽化した公園施設の修繕等に取り組むとともに、古墳・史跡・公共施設・河川・ため池等の周辺環境や市民が利用しやすい公園づくりを進める必要がある。</p>
<p>H-5</p>	<p>事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>■評価結果</p> <p>①応急仮設住宅の建設候補地の選定や建設、整備等被災者の生活安定に向けた体制の整備</p> <p>取組中心課：危機管理室・資産活用課</p> <p>○災害により被災した住民がその痛手から再起更生するよう、金融措置、流通機関の回復、災害応急仮設住宅から恒久・良質な住宅への切り替え、雇用機会の確保により被災者の生活の安定を図る必要がある。</p> <p>○市及び府は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な住宅の空き家等の把握や応急仮設住宅の建設、整備のための体制の確立等、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備が必要である。</p>

H-5

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

■評価結果

②復旧事業の推進のための体制の確保

取組中心課：危機管理室

- 地域コミュニティ維持・人口流出防止のため、応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保、被災者の生活再建支援（雇用機会の確保等）等が必要である。

別紙2 各施策と関連した個別事業一覧

「具体的な取組の該当箇所」は第4章2. 具体的な取組（個別施策分野の推進方針）と対応する。

所管部署：危機管理室

No	事業名	個別事業内容	具体的な取組の該当箇所	備考
1	消防団活動強化事業	藤井寺市地域防災計画等に基づき消防団の装備・資機材の整備を推進する。	(2) - 4	総務省
2	防災拠点整備事業	災害に強いまちづくりを進めるため、公園や備蓄倉庫等の防災拠点の整備を推進する。	(1) - 1 (4) - 1 (7) - 1 (7) - 5	国土交通省
3	災害啓発事業	ハザードマップの活用等により市民の防災意識の向上に努める。	(2) - 1	
4	災害対応力強化事業	あらゆる災害に柔軟に対応できる防災体制を構築するために地域防災計画、業務継続計画、受援計画等の整備・見直しを推進する。	(1) - 2	

所管部署：まち建設課・まち保全課

No	事業名	個別事業内容	具体的な取組の該当箇所	備考
1	道路街路事業	藤井寺市総合計画及び藤井寺市都市計画マスタープラン等を基に作成した「道路の整備に関するプログラム」に掲載されている事業を推進する。	(7) - 1 (7) - 2 (7) - 3 (7) - 4	国土交通省

所管部署：下水道総務課・下水道工務課

No	事業名	個別事業内容	具体的な取組の該当箇所	備考
1	公共下水道事業	公共下水道整備による汚水・浸水対策、公共下水道施設の計画的な改築等による耐震化や老朽化対策を推進する。	(1) - 1 (3) - 5 (3) - 6 (7) - 2	国土交通省

所管部署：教育総務課

No	事業名	個別事業内容	具体的な取組の該当箇所	備考
1	学校施設の安全対策・環境整備	<p>○学校施設は、児童生徒が日常の大半の時間を過ごす活動の場であることから、必要な安全対策を計画的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設保全計画に基づいた改修 ・ 法令適合改修 ・ 非構造部材の安全点検 <p>○災害時には避難所としての役割を果たすため、必要な環境整備を計画的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ洋式化等改修 ・ バリアフリー化改修 ・ 空調整備 	(3) - 1	

所管部署：都市計画課

No	事業名	個別事業内容	具体的な取組の該当箇所	備考
1	住宅関連事業	住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	(3) - 2	国土交通省